〇営業保証金の取戻しについて
①事業者様ご自身で官報販売所に依頼をし、
　「旅行業営業保証金取戻し公告」を官報に掲載
（参考）愛媛県官報販売所　089-941-7879（平日8:30～17:00）
②官報発行
③官報発行後、県に「営業保証金取戻し公告届出書」（☆別添様式添付）と「官報公告の写し」を県宛に速やかに提出

※本件の提出がないと、取戻しの際に必要な証明書の交付ができません。
④官報発行の翌日から６か月経過後、県から証明書を交付

※証明書発行の手続きにあたり、６か月+１日経過後に県へ「営業保証金取戻しに関する証明書交付願い」（☆別添様式添付）をご提出ください。
⑤事業者から証明書を法務局（供託所）に提出
【必要書類】
・証明書

・払渡請求書（法務局ＨＰに様式有）

・登記簿謄本

・印鑑証明又は印鑑カード
※上記の書類については、必要書類が変更になる可能性があるため、法務局に念のためご確認ください。